

令和5年度 群馬県社会福祉事業団本部事業計画

I 基本方針

近年、地域においては、生産年齢人口の減少をはじめとする本格的な人口減少社会の到来、福祉ニーズの複雑・多様化、また、地域社会そのもののあり方が変容を遂げており、社会福祉法人もこうした変化に応じた対応が求められている。

福祉課題は山積しているが、とりわけ人材の確保・育成は、質の高いサービスを提供し続けるための重要な要素であり、喫緊の課題である。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大から3年が経過し、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた運営が必要であること、更には、燃料価格高騰及び諸物価高騰の影響で収支の状況が先行き不透明な状況であるが、このような中でも事業継続できる盤石な財政基盤の確立が必要となっている。

こうした中、職員一人ひとりが主体性を持ってアクションを起こせる組織風土を醸成しながら、「未来創造クローバープラン（中長期計画）」の具現化に向けて、課題解決を進めていくこととする。

II 事業内容

■特別養護老人ホームの運営

特別養護老人ホーム4園は、稼働率の向上に努め長期的視点に立った経営手法を確立し、それぞれの地域の高齢者福祉の拠点として、特徴ある施設づくりをすすめ、地域住民のニーズに継続して応えられる体制を確立する。

■障害福祉サービスの運営

指定管理施設である県立障害者リハビリテーションセンター及び館林市障がい者総合支援センターでは、民間施設との機能分担のあり方を検討し、県立及び市立施設としての役割を更に追求する。

また、伊勢崎市、桐生市、館林市で運営する障害福祉サービスの相談支援事業では、他の障害者福祉サービスとの連携を図り、ネットワークの構築や地域の福祉ニーズの掘り起しに取り組んでいく。

■指定管理施設の運営統括

指定管理申請に基づいた事業を着実に推進するとともに、利用者ニーズを把握し、事業内容を常に見直すなどの取組により、利用者の確保と満足度の向上に努める。

また、令和5年度は、市立施設が申請年となる。これまでの経験とノウハウを基に継続運営を目指す。

III 本年度の重点的項目

1 中長期計画に基づいた経営

中長期計画に基づき策定した令和5年度アクションプランに沿って、各施設、法人内横断的会議体の中で課題解決及び目標達成に取り組む。

また、中長期計画の推進に職員が一丸となって取り組めるよう、計画内容の一層の理解促進を図る。

(1) 中長期計画の進捗管理

法人の将来像を見据えた、施設整備、人材育成、給与体系等法人全体の運営に関する各種課題を解決するためには、計画の進捗管理が重要となる。このため、令和2年度から年度毎のアクションプランを策定し、年度末にPDCAサイクルに基づいた評価・改善を行うこととした。こうした適切な進捗管理を行い、5年後の計画改定に備える。

(2) 特養の改築を見据えた安定した経営の確保

法人内特養4施設中2施設が設置から40年以上、1施設が25年以上を経過しており、施設の劣化が進んでいる。中長期計画では、施設改築予定年度を定め、整備及び資金計画を策定し、本計画に基づき計画的な施設整備が行えるよう中長期的視点に立った経営を推進する。

(3) 適正な人員配置による効率的な経営

職員定数に基づいた定数管理を徹底し、効率的、効果的経営に努める。

2 人材の確保・育成への取り組み

(1) 人材確保対策の強化

介護職員の処遇改善を継続的に行うとともに、介護員養成校への積極的な訪問活動やホームページ等を通じた広報活動など人材確保対策の一層の強化を図る。

(2) 外国人技能実習生の受入

開発途上国等の外国人を一定期間に限り受け入れ、技能を移転する制度である「外国人技能実習制度」による技能実習生について、そめやの里での受け入れを検討するとともに、継続的な受入計画を策定する。

(3) 人材育成の強化

法人キャリアパスに基づき、職員一人ひとりがキャリアデザインを描ける支援を行う。また、研修指導センターを中心として効果的な階層別及び目的別研修を実施する。

(4) 人事評価制度の確立

職員各自にフィードバックする仕組みと様々な角度からの評価を取り入れ、「あるべき職員像」に対し、自らの「強み」や「弱み」を認識し、改善につなげてステップアップできる評価制度を確立する。

3 広報戦略

情報発信は、利用者や人材確保、法人に対する理解促進、職員とのコミュニケーションを通じた組織活性化に重要である。

このため、広報委員会及び広報推進担当を中心に、広報戦略についての各種検討を行う。

4 地域共生社会実現に向けた地域における公益的な取組の実施

(1) 「地域貢献推進ビジョン」及び「アクションプラン」の推進

地域共生社会の実現に向け、「地域貢献推進ビジョン」及び「アクションプラン」に基づき、各施設における取組、法人全体としての取組及び他の社会福祉法人との連携による取組の三つの柱建てにより積極的に地域貢献事業の推進を図る。

5 災害及び感染症対策の取組

(1) 自然災害への対応

地震、台風をはじめとする自然災害においては、いかに福祉サービスを継続させていくかが大きな課題であり、日頃から避難計画をはじめとした各種マニュアルの策定や訓練の実施に加え事業継続計画の策定も含めた万全の備えが求められている。

このため、各種防災マニュアル及びBCP計画に基づき、有事に際しても利用者の安全確保と継続した事業が実施できるよう万全に備える。

他の社会福祉法人との連携としては、県内では施設間相互応援や災害派遣福祉チーム(DWAT)等の災害福祉ネットワークへの積極的な対応を行うとともに、災害時相互応援協定を締結している関東内四県の事業団とはブロック会議等を通して情報共有を図り、連携強化に務める。

(2) 感染症対策

令和2年から感染拡大している新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に感染症法上の5類に変わることとなったが、社会福祉施設を運営する観点から引き続き、継続したサービス提供ができるよう感染防止対策の徹底を図る。